

分野横断的な検討の考え方

1．国家戦略として緊急に整備すべきもの（資料3 - 2）

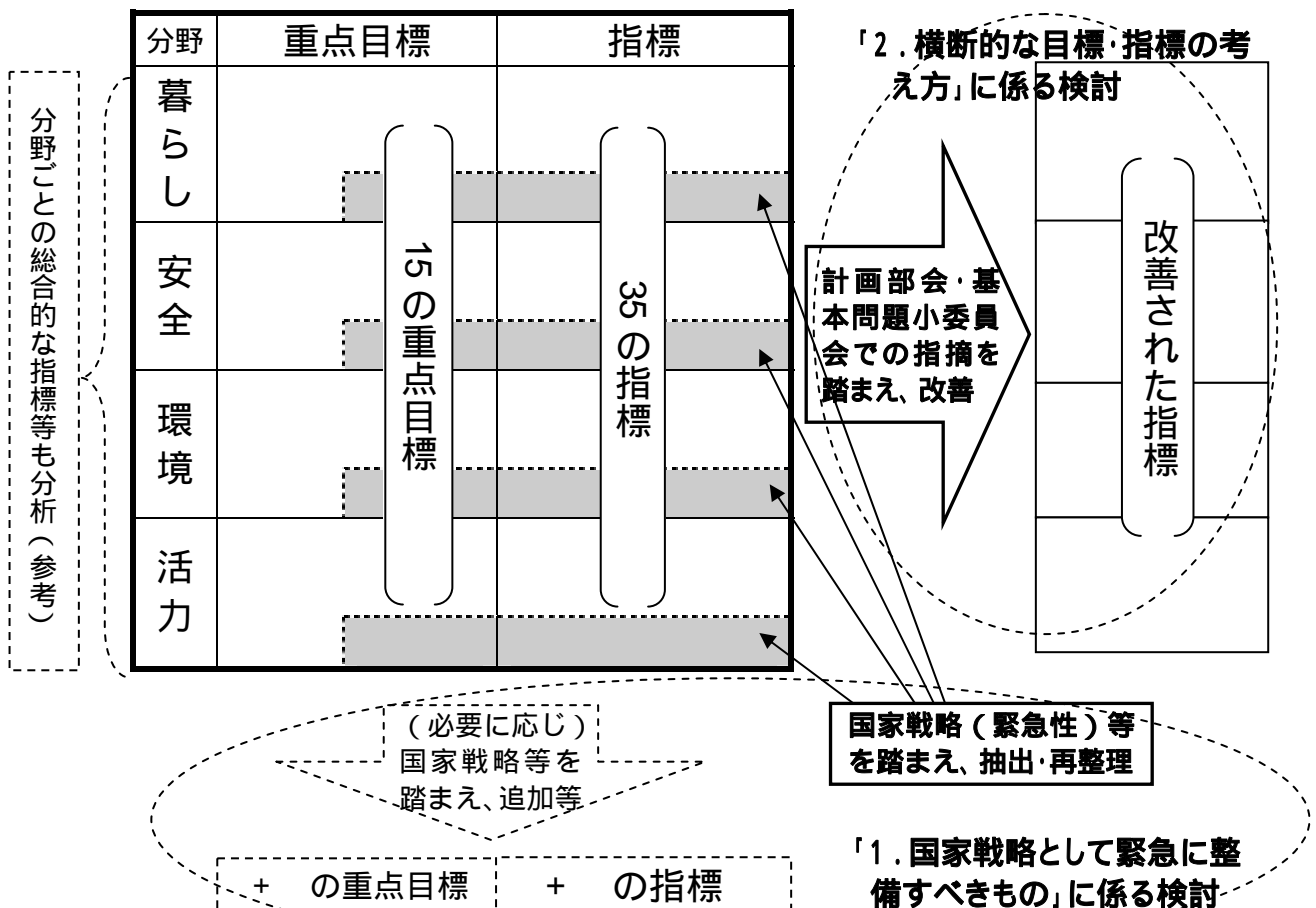
現行の重点計画に記載されている事業等はいずれも重要であるが、その中で、緊急性に応じて区別する必要がある。以下に掲げたような緊急性を要する部分に対し、これに相応しい目標の設定を本小委員会及び各分科会において検討したい。

政府の大綱等に位置付けられており、緊急性を有する事業等
 予算の「ハリ」に相当する事業等
 各事業分野で積極的にアピールすべき事業等

2．横断的な目標・指標の考え方（資料3 - 3）

現行の重点計画に記載されている重点目標・指標をもとに、基本問題小委員会等における各委員の指摘等を踏まえ、より国民の実感に近い、施設横断的、あるいは、ソフト・ハードを含めた指標とする必要があり、そのための改善方法を本小委員会及び各分科会において検討したい。

なお、「暮らし」「安全」「環境」「活力」の分野ごと（あるいは全体）の全般的な状況等を表す「総合的な指標」についても、参考として分析していく予定。（資料3 - 4）



(参考)

【財政フレームの設定について】

- ・ 現行計画の策定においては、「構造改革と経済財政の中期展望（改革と展望、平成 14 年 1 月 25 日閣議決定）」及び参考資料に従い設定した。
具体的には、同参考資料において公共投資の水準が平成 15 年度～19 年度まで毎年 3%とされていることから、各分野において、これと矛盾しない範囲で、指標等の設定を行った。
- ・ 次期計画においても、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（骨太方針 2006、平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）」において、公共事業関係費の水準は毎年 3%～1%（平成 19 年度～23 年度）とされていることから、各分野において、これと矛盾しない範囲で、指標等の設定を行うこととする。さらに、これに併せて「国家戦略として緊急に実施すべきもの」を定め、重点投資を行う。

【社会資本整備重点計画が対象とする事業の範囲について】

- ・ 社会資本整備重点計画が対象とする事業の範囲については、社会資本整備重点計画法第 2 条第 2 項に以下と定められている。

社会資本整備事業：道路、交通安全、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地及び海岸の各事業並びに社会資本整備事業と一体となってその効果を増大させるため実施される事務又は事業（＝密接関連事業、ソフト施策を含む）

社会資本整備事業

道路、交通安全、鉄道、空港、港湾、航路標識、
公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、
急傾斜地及海岸の各事業

（法第 2 条第 2 項第 1 号～13 号）

密接関連事業（法第 2 条第 2 項第 14 号）